



焼石岳～東稲山からの眺望

県南家畜衛生情報

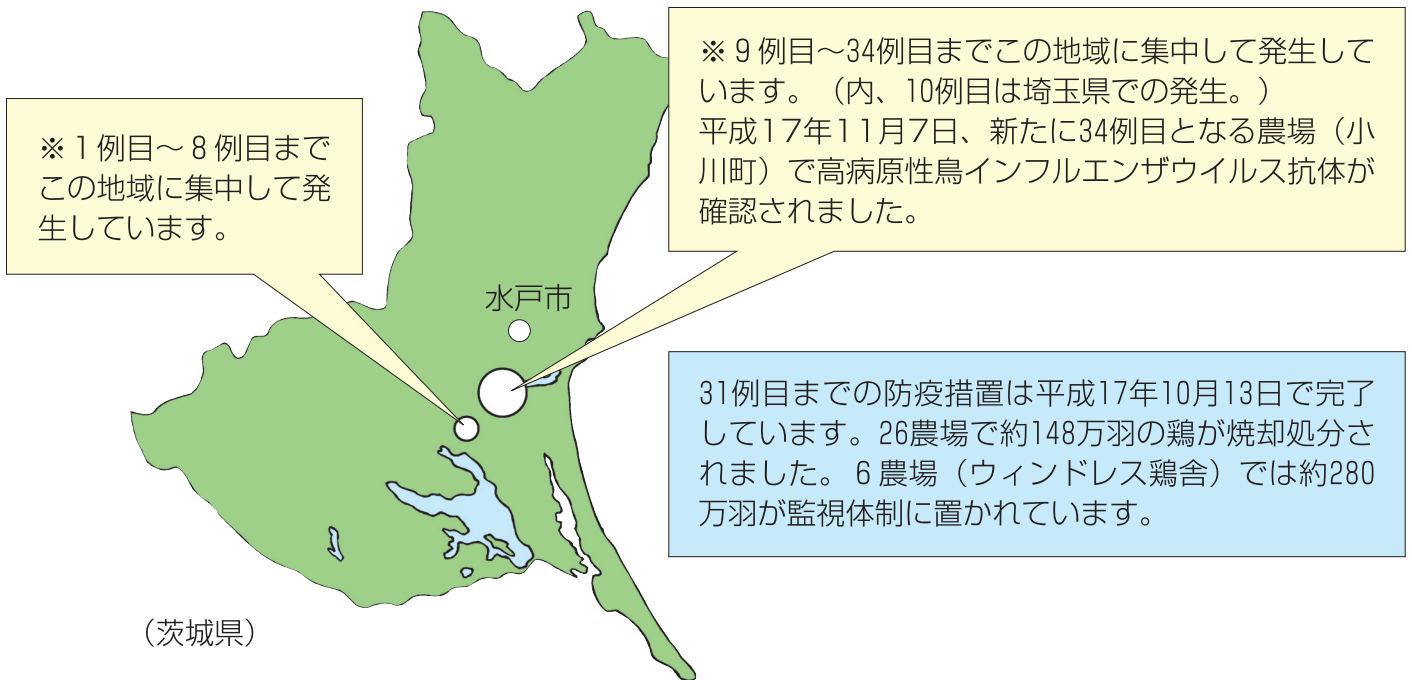
今号の主な内容

- 茨城県における弱毒型高病原性鳥インフルエンザ発生状況
- 世界の高病原性鳥インフルエンザ発生状況
- 飼養衛生管理基準による防疫対策の徹底を！
- 家畜防疫互助事業への加入推進について



発行 岩手県南家畜保健衛生所・岩手県南家畜衛生推進協議会

茨城県における弱毒型高病原性鳥インフルエンザ発生状況



世界の高病原性鳥インフルエンザ発生状況

家畜伝染病予防法の規定に基づき、高病原性鳥インフルエンザの発生国からの家きん（鶏、七面鳥、あひる、うずら及びがちょう）及びこれらの動物由来の肉、卵等の輸入を停止。なお、今般のアジア地域における高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえ、家きん以外の鳥類についても、2月以降、発生国からの輸入を停止しております。また、ヨーロッパ地域へ広がりを見せ、全世界どこで発生してもおかしくない状況が続いております。

【現在、輸入停止措置を講じている国等】

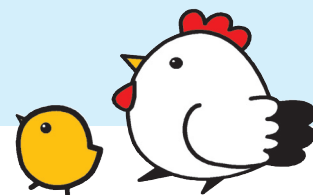
| | | | | | |
|---------|-------------|-------|-----------------------|---------|----------------------------------|
| 香 港 | 2001.5.18～ | ラ オ ス | 2004.1.27～ | メ キ シ コ | 2005.3.31～ (1995.8.2より州単位で継続) |
| マ カ オ | 2001.5.24～ | パキスタン | 2004.1.27～ | フィリピン | 2005.7.8～ |
| イ タ リ ア | 2002.10.23～ | 中 国 | 2004.1.27～ | ロ シ ア | 2005.7.22～ |
| ベ ト ナ ム | 2004.1.9～ | 米 国 | 2004.2.7～ (州単位で継続) | カザフスタン | 2005.8.4～ |
| タ イ | 2004.1.22～ | マレーシア | 2004.8.5～ | モ ン ゴ ル | 2005.9.2～ |
| インドネシア | 2004.1.25～ | 南アフリカ | 2004.8.9～ | ルーマニア | 2005.10.11～ |
| カンボジア | 2004.1.25～ | 北 朝 鮮 | 2005.3.15～ | ト ル コ | 2005.10.11～ |

飼養衛生管理基準による防疫対策の徹底を!

高病原性鳥インフルエンザ対策には、「飼養衛生管理基準」を守って、安全・安心!

飼養衛生管理基準

- 1、**鶏舎及び器具の清掃又は消毒**を定期的に行うとともに、鶏及び作業衣、作業靴等を**清潔**に保ちましょう!
- 2、鶏舎に出入りする場合には、手指、作業衣、作業靴等について、鶏の伝染性疾患の病原体がひろがるのを防止するために**必要な消毒その他の措置**をとりましょう!
- 3、飼料及び水に鶏及びねずみ、**野鳥等の野生動物の排泄物等が混入しない**よう努めましょう!
- 4、他の農場から鶏を導入する場合には、当該家畜を導入することにより鶏の伝染性疾患の病原体がひろがるのを防止するため、**当該鶏に異常がないことを確認するまでの間他の鶏と接触させない**ようにしましょう!
- 5、他の農場等に立ち込んだ者がみだりに鶏舎に立ち入らないようにすることと共に、他の農場等に立ち込んだ車両が農場に出入りする場合には、当該**車両の消毒**に努めましょう!
- 6、鶏舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なく修繕を行うこととともに、窓、出入口等の開口部にネットその他の設備を設けることにより、ねずみ、**野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の害虫の防止に努め、必要に応じて駆除**しましょう!
- 7、鶏を他の農場等に出荷する場合には、当該鶏が移動することにより鶏の伝染性疾患の病原体がひろがるのを防止するため、当該鶏の健康状態を確認しましょう!
- 8、鶏の異常をできるだけ早期に発見することができるよう、鶏の健康管理に努め、異常が認められた場合その他必要な場合には、**獣医師の診療を受け、又は指導を求める**ようにしましょう!
- 9、鶏の健康に悪影響を及ぼすような**過密な状態で鶏を飼養しない**ようにしましょう!
- 10、鶏の伝染性疾患の発生の**予防に関する知識の習得**に努めましょう!



万が一、原因のわからない症例を発見した場合には、死亡家さんの羽数の多少にかかわらず、直ちに家畜保健衛生所に届出を行ってください。
また、もしもに備えて家畜防疫互助基金に加入しましょう!

万一の「高病原性鳥インフルエンザ」の発生に備えて

家畜防疫互助事業に加入しましょう!

お問い合わせ先：岩手県養鶏協会 TEL 019 (654) 7050

生産者積立金の単位

(成鶏：120日齢超 育成鶏：120日齢以下)

| | | | |
|-------|-----|-------|------|
| 採卵鶏 | 成 鶏 | 1羽あたり | 4円 |
| | 育成鶏 | 1羽あたり | 2円 |
| 肉 用 鶏 | | 1羽あたり | 0.5円 |
| 種 鶏 | 成 鶏 | 1羽あたり | 6円 |
| | 育成鶏 | 1羽あたり | 3円 |

互助金の支払単価(1羽あたり)

(成鶏：120日齢超 育成鶏：120日齢以下)

| 家さんの種類 | | 経営支援互助金 | 焼却・埋却等互助金 |
|--------|-----|---------|-----------|
| 採卵鶏 | 成 鶏 | 670円 | 80円 |
| | 育成鶏 | 220円 | |
| 肉 用 鶏 | | 20円 | |
| 種 鶏 | 成 鶏 | 1,050円 | |
| | 育成鶏 | 350円 | |

注：焼却・埋却等互助金の支払額は、80円を上限とし、実際に焼却・埋却等に要した経費の9割相当額から家畜伝染病予防法に基づく焼却・埋却に対する交付金を差し引いた額です。

平成16年以降、国内で高病原性鳥インフルエンザの発生が散発しています。
また、周辺の諸外国(中国、韓国、ベトナム、タイ等)では、本病のまん延が報告されています。
本県での発生を防ぐため、本病の侵入防止・発生予防対策を徹底して下さい。

編集・発行

岩手県南家畜保健衛生所
岩手県南家畜衛生推進協議会

岩手県水沢市佐倉河字東館41-1
TEL 0197-23-3531 FAX 0197-23-3593
TEL 0197-24-5532 FAX 0197-23-6988